平成２３年（フ）第７０６号
愛知県愛西市北一色町西田面３番地７
債務者　鬼頭　栄美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６５号
愛知県愛西市西保町南川原33番地１
債務者　山村　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２２号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅３棟618号
債務者　今井　正典
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２３号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅３棟618号
債務者　今井　由恵
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４号
滋賀県彦根市山之脇町16番地15
債務者　山崎　弓子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５５号
鳥取県鳥取市西品治94番地　田口アパート16号
債務者　田中　晶子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
島根県大田市久手町刺鹿1864番地２、前住所大阪府茨木市紫明園７番４号
債務者　堂野前さち子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３７３号
広島市南区本浦町18番７号
債務者　正岡　博孝
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７４号
広島市西区己斐上３丁目63番２号
債務者　六車　誠樹
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０号
山口県下関市綾羅木本町１丁目１番５号
債務者　藤井　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
山口県下関市金比羅町26番８号　テル荘203号、前住所山口県下関市丸山町５丁目５番６号
債務者　西田　淑子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
山口県下関市新地西町10番25号
債務者　下京　加代（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目14番30号、申立時住所山口県下関市彦島江の浦町８丁目14番２―401号
債務者　岡村有希子（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
愛媛県新居浜市松神子２丁目７番38号、前住所香川県東かがわ市中筋96番地１
債務者　渡辺　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５２号
愛媛県西条市喜多川379番地４
債務者　吉田　將憲
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５３号
愛媛県西条市喜多川379番地４
債務者　吉田　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市船木甲2990番地の３　元船木団地11号、住民票上の住所愛媛県新居浜市上原４丁目６番70号
債務者　守谷　浩伸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部